

蒲郡市公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市民及び施設利用者の利便性の向上を図るために蒲郡市（以下「市」という。）が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(設置施設等)

第2条 無線LANの設置施設、利用時間及び接続に関する事項（以下「設置施設等」という。）は別表に定めるものとする。ただし、災害発生時やイベントの開催その他市長が特に必要があると認めた場合は、設置施設等を変更することができる。

(無線LAN利用のための準備等)

第3条 無線LANを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット端末等無線LAN(Wi-Fi)機能を搭載した端末（以下「端末等」という。）及び接続の認証に必要な環境等
- (2) 端末等及び端末等の付属機器に供給する電源
- (3) Webブラウザ等

2 無線LANの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用の手続)

第4条 利用者は、この規約に同意の上、Webブラウザ等に必要事項を入力し利用申込みを行うものとする。

(利用者資格の停止・取消し)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 次条の規定で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほかこの規約に違反した場合

(3) その他利用者として不相当と市長が認めた場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 市又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙運動又はこれに類する行為（選挙期間中であるか否かを問わない。）
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じ、又は無線LANに関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付若しくは提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータ送信
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不相当と認める行為

2 前項に該当する利用者の行為によって、市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 災害その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない理由がある場合
- (4) その他市長が無線LANの運用上一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線LANの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、市長は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報の内容等については、市長は一切保証しないものとする。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の端末等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、市長は一切責任を負わないものとする。

3 無線LANへの接続に係る利用者の端末等の設定は、利用者が行うものとする。ただし、端末等の機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、市長は一切責任を負わないものとする。

4 利用者が無線LANを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、市長は一切の責任を負わないものとする。

5 市長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MACアドレスの管理を行う場合があり、これにより特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第9条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年2月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年8月30日から施行する。

別表（第2条関係）

設置施設等

番号	施設名 (利用場所)	利用時間	接続に関する事項 (認証方式)	接続に関する事項 (SSID)
1	蒲郡市役所本庁舎 (本館1階市民課周辺)	施設の開館時 間に準ずる	FREESPOT 協議会方式 (メール認証)	'freespot'=SecurityPassword(AES) 又は FREESPOT
2	蒲郡市観光交流センター (施設内)			
3	蒲郡市生命の海科学館 (1階受付周辺)			
4	蒲郡市モーターボート競走場 (観覧席)			
5	蒲郡市民会館 (施設内)			
6	蒲郡市博物館 (1階受付周辺)			
7	蒲郡市竹島水族館 (1階入口周辺)			
8	蒲郡市立図書館 (2階受付周辺)			
9	海賓館マリンセンターハウス (施設内)			

1 0	海辺の文学記念館 (施設内)
1 1	蒲郡市勤労福祉会館 (1階ロビー周辺)
	蒲郡市勤労福祉会館 (2階貸室周辺及び3階貸室周辺)
1 2	蒲郡市生きがいセンター (施設内)
1 3	蒲郡市老人福祉センター寿楽荘 (施設内)
1 4	蒲郡市蒲郡公民館 (施設内)
1 5	蒲郡市小江公民館 (1階及び3階)
1 6	蒲郡市府相公民館 (施設内)
1 7	蒲郡市東部公民館 (2階)
1 8	蒲郡市北部公民館 (施設内)
1 9	蒲郡市西部公民館 (施設内)

パスワード認証	kinpuku-net
	ikigai
	jurakusou
	aterm-ea206e-g aterm-ea206e-a
	koe-net
	fusou-net
	toubu-net
	hokubu-net
	seibu-net

2 0	蒲郡市三谷公民館 (施設内)		miya-net
2 1	蒲郡市塩津公民館 (施設内)		siotsu-net
2 2	蒲郡市大塚公民館 (2階及び3階)		ootsuka-net
2 3	蒲郡市形原公民館 (施設内)		katahara-net
2 4	蒲郡市西浦公民館 (施設内)		nishiura-net